

II 政治団体の会計経理

会計経理

政治資金規正法の目的は、政治団体の収支の公開等を通じて、政治団体及び公職の候補者等の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に行われるようになります。そのためには、政治団体の会計経理は、きわめて大きな意味をもっています。

そのため政治団体の会計責任者は、その政治団体の収支を常に明確にしておくために、会計帳簿を備えるとともに、収支報告をすることとされています。（法第9条、第12条）

1 会計責任者の役割

（1）会計責任者

当該政治団体の収支について一切の責任を負うべき人が会計責任者であって、当該政治団体の代表者と車の両輪の関係にあり、経理について全面的な責任と権限を持っています。

（2）会計責任者の選任・異動とその届出

ア 会計責任者の選任

会計責任者は、当該政治団体の収入、支出の責任者として、きわめて重要な責任を有しているので、人選には特に慎重を期さなければなりません。

選任の方法については、法律上、特別の定めがないので、当該政治団体の党則や規約などの定めるところによります。

イ 会計責任者の解任・辞任

選任の方法とともに、法律上、特別の定めがないので、当該政治団体の党則や規約などの定めるところによります。

ウ 会計責任者に関する届出

（ア）選任の届出（法第6条）

政治団体を組織した場合又は法第3条第1項各号あるいは第5条第1項各号の団体に該当することとなった場合において、法第6条の規定により届出される設立届に、会計責任者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日を記載して届出することとされています。

（イ）異動の届出（法第7条）

会計責任者に異動があったときは、その異動の日から7日以内に、政治団体の設立届を提出した都道府県の選挙管理委員会又はこれを経由して総務大臣に異動事項を届け出なければなりません。

エ 会計責任者の職務代行とその届出（法第6条）

会計責任者の職責の重要性にかんがみ、会計責任者に事故があった場合や欠けた場合のために会計責任者の職務代行者をおくこととされています。

事故がある場合とは、本人が病気、長期の不在等のため会計責任者の事務を相当期間継続して行うことができない場合をいい、欠けた場合とは、本人が死亡、解任、又は辞職した場合をいいます。

（3）会計責任者の職務

ア 会計帳簿の備付と記載（法第9条・第19条の4）

会計責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿、運用簿がある。）を備え、これに当該政治団体のすべての収入、支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を

含む。) 及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。

(ア) 収入簿には、すべての収入を個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入、その他の収入の6項目に分けて記載することとされています。

(イ) 支出簿には、すべての支出を経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の10項目に、それぞれ分類したうえ、支出を受けた者の氏名、住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)及びその支出の目的、金額、年月日を記載することとされています。

(ウ) 運用簿には預金もしくは貯金、国債証券等、金銭信託の3項目に分けて運用に関する事項を記載することとされています。

イ 支出の明細書、あっせんによる寄附の明細書の受領又は請求(法第10条)

当該政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、その支出をした日から7日以内に(会計責任者の請求があるときは直ちに)、当該支出を受けた者の氏名、住所(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び当該支出の目的、金額、年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

このような支出が行われた場合には、これを会計帳簿に記載することとされているので、会計責任者も常に明細書の提出があったかどうかを注意し、その提出がないときは、直ちに請求しなければなりません。

また、政治団体のために寄附のあっせんをした者も、そのあっせんを終えた日から7日以内に、寄附者及びあっせん者の氏名、住所、職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び寄附の金額、年月日、当該寄附のあっせんに係る金額、これを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出する義務を負っているので、会計責任者は、この点も注意する必要があります。

ウ 領収書等の徴収(法第11条)

会計責任者は、1件5万円以上のすべての支出について当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、これを支出の証拠資料として保存しなければなりません。また、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出した者も、1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、かつ、これを会計責任者に送付しなければならないこととされています。

なお、国会議員関係政治団体の場合には、金額の多少に関わらず、すべての支出について対象となりますので注意して下さい。(P15 〈国会議員関係政治団体に関する特例〉参照)

エ 資金管理団体に対する寄附に係る通知文書(法第19条の3)

資金管理団体の届出をした公職の候補者等は、その者が公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を、当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書でその旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならないこととされているので注意して下さい。

オ 国会議員関係政治団体以外への寄附に係る通知文書(国会議員関係政治団体のみ)(法第19条の16の3)

令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対し

て寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨を通知しなければなりません。（通知の様式は、P108）

カ 会計帳簿の保存（法第16条・第19条の3・第19条の16の3）

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及びエ・オの通知を、法第20条第1項の規定により収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。

（4）会計責任者の事務引継ぎ（法第15条）

ア 事務引継ぎ

（ア）政治団体の会計責任者の更迭があった場合においては、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引継がなければなりません。

（イ）前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないときは、会計責任者の職務代行者において引継ぎをし、又は引継ぎを受けなければなりません。会計責任者の職務代行者が事務の引継ぎを受けた後、後任者に引継ぎをすることができるようになったときは、直ちにこれに引継ぎをしなければなりません。

（ウ）引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければなりません。

これは、会計責任者の責務の重要性にかんがみ、その更迭があった場合に前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるよう、前任の会計責任者に引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性とを保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものであり、事務の引継ぎをしなかった者は、処罰されます（法第24条第6号）。

イ 引継ぎの期間

会計責任者が退職したため引継ぎが必要となった場合には、退職の日から15日以内に引き継ぐことを要します。会計責任者が退職し後任の会計責任者が選任されたような場合には、その異動届は法第7条の規定により7日以内に都道府県の選挙管理委員会又はそれを経て総務大臣に提出しなければなりませんが、その事務引継ぎは退職の日から15日以内でよいことになっています。

（5）会計責任者による収支報告書提出時の代表者に対する説明（国会議員関係政治団体のみ、令和8年分収支報告書から）（法19条の14の2）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

2 代表者の役割（国会議員関係政治団体のみ、令和8年分収支報告書から）（法19条の12の2、法19条の12の3、法19条の14の2）

令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体代表者から会計責任者に対する確認書の交付等の制度が始まります。（詳細は、P17 〈★令和8年分の収支報告書から国会議員関係政治団体の届出等の改正★〉参照）

3 収支報告書

会計責任者は、毎年12月31日（解散等の場合はその日）現在で、その年におけるすべての収入、支出を報告することとされています（法第17条第1項・第12条）が、その収支報告書の(1)記載例（P31～）及び(2)記載要領（P54～）は次のとおりです。

※年間に収支がなかった政治団体も、その1（P31）、その2（P31）、その17（P50）及びその20（P52）は必ず提出して下さい。

改正政治資金規正法等により、令和8年分収支報告書から、一部記載方法等が変わります。（令和7年分収支報告書については、変更はございません。）

（詳細は、★改正政治資金規正法等について（P1～P6）参照）

(その3)

政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上の場合（特定パーティー）には、その10にも記載すること。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額							備考
	十億	百万	千	百	十	円		
甲機関紙		2	3	0	0	0	0	
乙機関紙		1	8	0	0	0	0	
○川君を励ます会		1	2	2	0	0	0	○.5.20 ○○市○○町 ○○会館○○の間
その他の催物事業			5	0	0	0	0	
○○パーティー		4	8	0	0	0	0	○.10.20 △△市△△町 △△会館△△の間
この項の小計		2	1	6	0	0	0	
合計		2	1	6	0	0	0	

(その4)

借入金	金額							備考
借入先	十億	百万	千	百	十	円		
Z銀行（A支店）		2	0	0	0	0	0	○.7.1
この項の小計		2	0	0	0	0	0	
合計		2	0	0	0	0	0	

(その5)

政治団体の本部又は支部からの収入は、すべてここにいう「交付金」に該当するので、その名称を問わずこの表に記載すること。

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額							年月日	主たる事務所の所在地	備考
	十億	百万	千	百	十	円				
○○○本部		1	0	0	0	0	0	○. 1. 20	○○市○○町○○番地	
〃		1	0	0	0	0	0	〃. 10. 30	〃	
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
この項の小計		2	0	0	0	0	0			
合計		2	0	0	0	0	0			

(その6)

(6) その他の収入

適用	金額							備考
	十億	百万	千	百	十	円		
T銀行預金利子		1	0	0	0	0	0	○. 9. 16
金銭以外のものによる寄附相当分			5	0	0	0	0	○. 7. 5 A川太郎に選挙運動用葉書を提供
〃		1	0	0	0	0	0	○. 7. 10 A川太郎に選挙事務所を提供（8日間）
・収入の各項目（その3～5、その7）に区分されない収入がある場合にこの様式に記載します。								
・支出（その14、その15）で無償提供したもの（例：選挙運動用葉書、選挙事務所等）がある場合には、必ずこの様式に収入として記載します。								
この項の小計		2	5	0	0	0	0	
1件10万円未満のもの			5	5	0	0	0	
合計		3	0	5	0	0	0	

(その7)

(7)-1 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄付	
寄附者の名称	金額						年月日	住所	職業	備考
	百万	千	千	千	千	円				
特〇川〇郎	8	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	〇〇市〇〇町〇〇番地	衆議院議員	
〇川〇郎	5	0	0	0	0	0	〃. 9. 20	〃	〃	
A野次郎	2	0	0	0	0	0	〃. 2. 15	△△市△△町△△番地	A会社社長	
〃	5	8	0	0	0	0	〃. 10. 15	〃	〃	
B野三郎	5	0	0	0	0	0	〃. 7. 20	△△市△△町△△番地	B商店店主	
〃	1	0	0	0	0	0	〃. 11. 30	〃	〃	
C野四郎	8	0	0	0	0	0	〃. 12. 10	〇〇郡〇〇町〇〇番地	C会社社長	
D野五郎	4	0	0	0	0	0	〃. 12. 20	△△郡△△町△△番地	D商店店主	
E野六郎	1	2	0	0	0	0	〃. 12. 24	××市××町××番地	E会社役員	事務所の無開設
							..			
							..			
年間5万円以下の寄附については、明細を記載する義務はないが、課税上の優遇措置を受ける場合に記載が必要(政党又は課税上の優遇措置があるその他の政治団体に限る)。										
資金管理団体の届出をした公職の候補者等が自己資金により、当該資金管理団体に対し行う寄附については、1の団体に対して年間150万円までという規制はないが、総額は年間1,000万円まで。										
この項の小計	4	3	6	0	0	0				
その他の寄附			6	0	0	0				
合 計	4	4	2	0	0	0				

※ 特定寄附とは資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、その者が公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、これを当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対する寄附のこと。この場合、寄附する金額に量的制限はない。

(その7の2)

(7)2 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附	
寄附者の名称	金額						年月日	住所(都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限る。)	職業	備考
	百万	千	千	千	千	円				
特〇川〇郎	8	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	〇〇市	衆議院議員	
〇川〇郎	5	0	0	0	0	0	〃. 9. 20	〃	〃	
A野次郎	2	0	0	0	0	0	〃. 2. 15	△△市	A会社社長	
〃	5	8	0	0	0	0	〃. 10. 15	〃	〃	
B野三郎	5	0	0	0	0	0	〃. 7. 20	△△市	B商店店主	
〃	1	0	0	0	0	0	〃. 11. 30	〃	〃	
C野四郎	8	0	0	0	0	0	〃. 12. 10	〇〇郡〇〇町	C会社社長	
D野五郎	4	0	0	0	0	0	〃. 12. 20	△△郡△△町	D商店店主	
E	○住所限定報告書(令和8年分収支報告書から)※提出任意 個人寄附者の住所を市町村名までの記載するもの 提出された収支報告書は、選舉管理委員会ホームページで公表しておりますが、個人寄附者の住所について、市町村名までの公表希望の場合は、その7と併せて、当該報告書を提出してください。(詳細は、P66~67参照)								無開設	
この項の小計	4	3	6	0	0	0				
その他の寄附			6	0	0	0				
合 計	4	4	2	0	0	0				

(その7)

※ この表は、政党・政治資金団体のみが記載対象で、資金管理団体、その他の政治団体は、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）から寄附を受けることは禁止されている。

(その7)

(7) - 3 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の名称		金額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		十億	百万	千	百	十	円					
A政経調査会			2	0	0	0	0	○. 3.10	○○市○○町○○番地	A 野 五 郎		
〃			2	0	0	0	0	〃. 7.31	〃	〃		
B政治連盟			1	5	0	0	0	〃. 7.20	△△市△△町△△番地	B 野 六 郎		
〃			7	0	0	0	0	〃. 11.20	〃	〃		
C後援会			1	5	0	0	0	〃. 8.10	××市××町××番地	C 野 七 郎	国会議員関係 政治団体	
〃			1	5	0	0	0	〃. 12.10	〃	〃	〃	
								..				
国会議員関係政治団体以外の政治団体が、国会議員 関係政治団体から寄附を受けた場合は、「備考」欄に、 「国会議員関係政治団体」と記載すること。												
この項の小計			9	2	0	0	0	..				
その他の寄附								..				
合 計			9	2	0	0	0	..				

国会議員関係政治団体以外の政治団体が、国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合は、「備考」欄に、「国会議員関係政治団体」と記載すること。

(その8)

「個人」「法人その他の団体」「政治団体」の区分に応じて別葉とすること

(その8の2)

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳								
政党匿名寄附を受けた場所	金額					年月日	備考	
	十億	百万	千	円				
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
この項の小計								
合計								

(その10) ※ (その3) に記載した政治資金パーティーのうち特定パーティーに該当するものを再び記載すること。

(10) 機関紙の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳									
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額					対価の支払いをした者的人数	開催年月日	開催場所	備考
○川君を励ます会	十億	1	2	2	0	0	535	○. 5 . 20	○○市○○町○○番地 ○○会館○○の間
↑ パーティーごとに記載すること

この項の小計		1	2	2	0	0	0	0	
合計		1	2	2	0	0	0	0	

※ 特定パーティーとは、政治資金パーティーのうちそのパーティーの対価に係る収入が、1,000万円以上であるものをいう。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳								政治資金パーティーの名称		○川君を励ます会	
								対価の支払いをした者の区分		個人・法人その他の団体・政治団体	
対価の支払いをした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額							年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては代表者の氏名)	備考
A 町 次 郎	十億	百万	1	2	0	0	0	○. 4. 20	○○市○○町○○番地	A会社社長	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この 項 の 小 計			1	2	0	0	0	0			
合 計			1	2	0	0	0	0			

(その11の2)

(11の2) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳								政治資金パーティーの名称		○川君を励ます会	
								対価の支払いをした者の区分		個人	
対価の支払いをした者の氏名	金額							年月日	住所(都道府県、都及び市区町村の名称に係る部分に限る。)	職業	備考
A 町 次 郎	十億	百万	1	2	0	0	0	○. 4. 20	○○市	A会社社長	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この 項 の 小 計			1	2	0	0	0	0			
合 計			1	2	0	0	0	0			

○住所限定報告書（令和8年分収支報告書から）※提出任意

詳細は、P66～67 参照

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳									政治資金パーティーの名称	○川君を励ます会	
									対価の支払いをした者の区分	個人・法人の他の団体・政治団体	
対価の支払いをした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては代表者の氏名)	備考		
甲野 株式会社	十億	百万	1	2	0	0	0	0	○. 4. 20	○○市○○町○○番地	甲野 四郎
乙野 株式会社		1	5	0	0	0	0	0	〃 5. 1	△△市△△町△△番地	乙野 五郎
<p>一つの政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払いで、その金額の合計額が20万円を超えるものについて記載すること。(令和8年分収支報告書まで)</p> <p>開催、支払日ともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円を超えるものについて記載すること。</p>											
							・	・			
							・	・			
							・	・			
							・	・			
							・	・			
							・	・			
							・	・			
この項の小計			2	7	0	0	0	0			
合 計			2	7	0	0	0	0			

(その11)

(その12)

(その12の2)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額							備考 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	
1 経常経費								
(1) 人件費		1 9 5	5	0 0 0				← 内訳(その14)は不要
(2) 光熱水費		1 2 0	0 0 0	0 0 0				
(3) 備品・消耗品費		2 6 6	0 0 0	0 0 0				
(4) 事務所費		7 9 6	0 0 0	0 0 0				
小計		3 1 3	7 0 0	0 0 0				
2 政治活動費								
(1) 組織活動費		2 0 5	0 0 0	0 0 0				
(2) 選挙関係費		8 0 0	0 0 0	0 0 0			200,000円	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		1 3 7 9 6 3 5 0						
ア 機関紙誌の発行事業費		2 1 6 0 0 0 0						
イ 宣伝事業費		1 8 7 6 3 5 0						
ウ 政治資金パーティ開催事業費		9 3 6 0 0 0 0						
エ その他の事業費		4 0 0 0 0 0 0						
(4) 調査研究費		1 2 5 5 0 0						
(5) 寄附・交付金		4 0 0 0 0 0 0						
(6) その他の経費		1 1 2 0 5 1 0						
小計		1 8 2 9 2 3 6 0					200,000円	
合計		2 1 4 2 9 3 6 0						

この欄にはア、イ、ウ、エの合計額を記載すること。

(その14) ※当該様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ作成する。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳							項目別区分 光熱水費			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(固有にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(固有にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円						
この項の小計										
その他の支出		1 2 0	0 0 0	0 0 0						
合計		1 2 0	0 0 0	0 0 0						

←1件5万円未満(又は1万円以下)の支出についてその合計額を記載すること。

(その14) ※当該様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ作成する。

(その14) ※当該様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ作成する。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳									項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額								年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所の借料	十億	百万	千	百	十	円			○. 1.20	××不動産	〇〇市〇〇町〇〇番地	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 2.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 3.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 4.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 5.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 6.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 7.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 8.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0	〃. 9.20	〃	〃	
〃			6	0	0	0	0	0				
〃			6	0	0	0	0	0				
〃			6	0	0	0	0	0				
この項の小計			7	2	0	0	0	0				
その他の支出			7	6	0	0	0	0				
合計			7	9	6	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	組織活動費（組織対策費）		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パンフレット印刷費	十億	百万	9	2	0	0	0	○. 2. 1	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
選挙運動用葉書の印刷			5	0	0	0	0	〃. 7. 5	××印刷(株)	○○市○○町○○番地	候補者ごとに
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計			9	7	0	0	0				
その他の支出			8	0	0	0	0				
合計			1	0	5	0	0	0			

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	組織活動費（大会費）		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状印刷費	十億	百万	2	0	0	0	0	○. 10. 1	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
資料印刷費			5	6	0	0	0	〃. 10. 1	〃	〃	
会場借上費			1	0	0	0	0	〃. 11. 10	○△会館	○△市○△町○△番地	
弁当代			5	0	0	0	0	〃. 11. 10	△△食堂(株)	△△市△△町△△番地	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計			9	1	0	0	0				
その他の支出			9	0	0	0	0				
合計			1	0	0	0	0				

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	選挙関係費 (推 薦 料)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた都の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
推 薦 料	十億		百万	4	0	0	0	○. 10. 1	○ 川一郎	○○市○○町○○番地	
支部交付金(選挙関係費)				2	0	0	0	〃. 10. 1	B 支部	○○市○○町○○番地	
支部交付金については、(その16)の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」にも記載すること。								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この 項 の 小 計				6	0	0	0	0			
その他の支出								0			
合 計				6	0	0	0	0			

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	選挙関係費 (陣中見舞)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた都の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
選挙運動用葉書の提供	十億		百万	5	0	0	0	○. 7. 5	A 川太郎	○○市○○町○○番地	
選挙事務所の提供				1	0	0	0	〃. 7. 10	〃	〃	
・選挙に関して支出される経費は、通常、支出を受けた者の選挙運動費用として扱われますので、当該候補者の選挙運動費用収支報告書に記入として計上されます。								..			
・確認団体や名簿届出政党等でない政治団体等に対する政治活動に関する寄附(選挙に関するものを除く)については、(その15)の「寄附・交付金(寄附)」に記入します。								..			
・候補者が選挙運動に関して支出した経費は、政治団体の経費とは異なるため、この収支報告書には計上しません。(選挙運動費用収支報告書と政治団体の収支報告書に二重に計上することはありません。)								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この 項 の 小 計				1	5	0	0	0			
その他の支出					5	0	0	0			
合 計				2	0	0	0	0			

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (機関紙の発行)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億		百万	千	百	十	円				
甲機関紙原稿料			2	0	0	0	0	○. 1. 25	H 野 次 郎	○○市○○町○○番地	
〃 印刷費			8	0	0	0	0	〃. 2. 5	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
〃 発送費			4	0	0	0	0	〃. 2. 10	日本郵便(株)○△郵便局	○△市○△町○△番地	
乙機関紙印刷費			4	0	0	0	0	〃. 5. 1	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
〃 発送費			2	0	0	0	0	〃. 5. 10	日本郵便(株)○△郵便局	○△市○△町○△番地	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計			2	0	0	0	0				
その他の支出			1	6	0	0	0				
合計			2	1	6	0	0				

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	政治資金パーティー開催事業費(○川君を励ます会)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	百	十	円					
案内状印刷費		1	5	0	0	0	0	○. 2.25	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
会場借上費		3	2	0	0	0	0	〃. 5.25	○△会館	○△市○△町○△番地	
食事代		2	6	7	5	0	0	〃. 5.25	〃	△△市△△町△△番地	
講師謝礼		1	0	0	0	0	0	〃. 5.25	P 野 Q 郎	××市××町××番地	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計		6	1	2	5	0	0	0			
その他の支出				3	5	0	0	0			
合計		6	1	6	0	0	0	0			

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	政治資金パーティー開催事業費(〇〇パーティー)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(個人にあっては、その名前)	支出を受けた者の住所(個人にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	百	十	円					
案内状印刷費			1	5	0	0	0	〇. 8.25	□□印刷(株)	〇〇市〇〇町〇〇番地	
会場借上費		1	5	5	0	0	0	〃. 10.25	△〇会館	〇△市〇△町〇△番地	
食事代		1	3	8	0	0	0	〃. 10.25	〃	△△市△△町△△番地	
講師謝礼		1	0	0	0	0	0	〃. 10.25	Q 野 P 郎	××市××町××番地	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計		3	1	8	0	0	0				
その他の支出			2	0	0	0	0				
合計		3	2	0	0	0	0				

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の預り金形態にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)			
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支を受いた都の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	十億	百万	千	円	1	2	0	0	0	0	○. 12. 24 E野六郎 ○○市○○町○○番地
・ (その7) の金銭以外の寄附 (事務所の無償提供など) に対応する支出の記載例。									..		
・この場合、金銭の收受がなく、通常領収書が発行されないので、「領収書を徵し難かった 支出の明細書」(第15号様式)に記載して添付すること。									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
この項の小計					1	2	0	0	0	0	
その他の支出									0		
合 計					1	2	0	0	0	0	

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支出の項目	金額							年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
選挙関係費	十億	百万	千	円	2	0	0	0	0	0	○. 10. 1 B 支 部 ○○市○○町○○番地
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
この項の小計					2	0	0	0	0	0	(注) 政党的本部、支部又は本部、支部があるその他の政治団体のみ記載して下さい。
合 計					2	0	0	0	0	0	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の項目別区分				備 考
資産等の項目別区分		有	無	
ア	土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※「有」のときは(その18)に内訳を記載する
イ	建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ	取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通預金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ	金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ	有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク	出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ	取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

(その19) ※当該様式は、資金管理団体に該当する場合のみ作成する。

3 不動産の利用状況

(備考)

1 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（資産等の状況（その17）中ア～ウ）の利用の現況について記載すること。

2 項目別区分ごとにそれぞれ別欄とすること。

3 事務所以外の用に供している場合にあっては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときは、一人ずつ行を分けて記載すること。その際、「使用者ごとの使用面積」欄は、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。

※様式（その20）について、様式が変わります。（次ページ参照）

改正内容：添付書類に「確認書」が追加。

(国会議員関係政治団体のみが該当、令和7年分収支報告書には添付不要です。)

宣誓書

旧様式

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称	甲	乙	会
会計責任者の氏名	乙	野	次郎

※代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること
(代表者の氏名) (印)

記名押印するか又は署名する。署名は必ず会計責任者本人の自署によること。

代表者の氏名は解散届に添付する最終年の収支報告書に記載します。

解散の年より前の収支報告書には、記載しないでください。

宣誓書

★新様式

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

令和7年分収支報告書には添付不要です

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称	甲	乙	会
会計責任者の氏名	乙	野	次郎

※代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること
(代表者の氏名) (印)

記名押印するか又は署名する。署名は必ず会計責任者本人の自署によること

代表者の氏名は解散届に添付する最終年の収支報告書に記載します。

解散の年より前の収支報告書には、記載しないでください。

※ 領収書等の写しを添付しなければならない支出に領収書等を徴し難い事情があったときの対応の詳細はP11 参照

領収書等を徵し難かった支出の明細書

政治団体の名称 甲 乙 会

甲 乙 会

61

会計責任者の氏名

乙 野 次 郎

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 3 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領¹⁶（P58～59 参照）の例により分類して記載すること。

記名押印するか又は署名する。署名は必ず会計責任者本人の自署によること。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的

項目

摘要

組織汎動費 (古今費)

今提供上料

（この資料は個人的参考用として作成されました。）

(借者)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領⑯ (P58～59参照) の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば「会場借上料」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。

※ 振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者自身が記載した場合を含む）は、支出目的書の提出は必要なく、振込明細書の写しの提出で可

(2) 記載要領

① この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

② この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。

③ 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

④ **様式（その1）について**

ア 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

イ 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、「衆議院議員茨城県第○区選挙区」、「茨城県知事」、「茨城県議会議員○○市選挙区」の例により記載し、現職にあっては「現」に「○」を、候補者又は候補者となろうとする者にあっては「候」に「○」を付すこと。

なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

ウ 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合は記載を要しないこと。

なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

エ 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員

関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に「衆議院議員」もしくは「参議院議員」と記載の上、現職にあっては「現」に「○」を、候補者又は候補者となろうとする者にあっては「候」に「○」を付すこと。同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に「衆議院議員」もしくは「参議院議員」と記載の上、現職にあっては「現」に「○」を、候補者又は候補者となろうとする者にあっては「候」に「○」を付すこと。同項第3号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に「衆議院議員」もしくは「参議院議員」と記載の上、「現」に「○」を付し、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

オ 「国会議員関係政治団体に係る特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

⑤ 様式（その2）について

ア 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
(金額が0の場合、必ず員数も0となる。)

イ 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。ウ及び⑫において同じ。）を除く。⑫を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれの項目ごとに総額を記載するものと

し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、寄附には該当しないため「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ウ 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

⑥ 様式（その3）について

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

イ 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「○○政治資金パーティー」、「△△△を励ます会」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。

ウ 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

⑦ 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「X銀行（A支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

⑧ 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

⑨ 様式（その6）について

ア その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

イ 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「T銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

⑩ 様式（その7）について 〔様式（その7の2）の住所限定報告書については、P66～67参照〕

ア 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人をいう。エにおいて同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

イ 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別処とすること。なお、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため「政治団体からの寄附」に含めないこと。

注) 企業・労働組合等の団体は、資金管理団体及びその他の政治団体に対し寄附をすることは禁

止されています。

ウ 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、○川○郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特○川○郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

エ 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資 50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資 50%超」というように記載すること。

オ 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記アにより、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

カ 同一の寄附者からの寄附の金額が 5 万円を超えるものが多いなど、1 ページで記載できない場合は、2 ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載すること。また、寄附者各区分ごとの一番最後のページの「その他の寄附」欄に明細を記載したもの以外の寄附を合計した金額を記載すること。「合計」欄にはこれらの総額を記載すること。

キ 国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」と記載すること。

⑪ 様式（その8）について [様式（その8の2）の住所限定報告書については、P66～67 参照]

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間 5 万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は⑩に準じて記載すること。なお、年間 5 万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

⑫ 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「茨城県○○市○○町1 丁目○○駅前街頭」、「茨城県○○市○○町1 丁目1 番1 号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。

⑬ 様式（その10）について

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

イ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

ウ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

⑭ 様式（その11）について [様式（その11の2）の住所限定報告書については、P66～67 参照]

ア 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。ア及び⑮において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるもの（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払日ともに令和9年1月1日以降のものについては、金額の合計額が5万円を超えるもの）については、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払日ともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円以下）の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

イ 対価の支払は、「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払をした者の区分」欄の該当するものを〇で囲むこと。

⑮ 様式（その12）について [様式（その12の2）の住所限定報告書については、P66～67 参照]

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるもの（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払のあっせんともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円を超えるもの）については、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は⑭に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払のあっせんともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円以下）の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

⑯ 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及び他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

ア 経常経費

(ア) 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
(イ) 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

(ウ) 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
(エ) 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、涉外費、交際費の類をいう。
(イ) 選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費	機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他の機関紙誌の発行に要する経費をいう。
⑦ 機関紙誌の 発行事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
⑧ 宣伝事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
⑨ 政治資金 パーティー 開催事業費	上記の⑦、⑧及び⑨以外の諸事業に要する経費をいう。
⑩ その他の 事業費	
(エ) 調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
(オ) 寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
(カ) その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

⑯ 様式（その14）について

※本様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載が必要となる。（1

月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合を含む。)

ア 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定

が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

イ 人件費以外の経常経費は、⑯のアの(イ)から(エ)までの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

ウ 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

エ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出については、1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

⑯ 様式（その15）について

ア 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

イ 政治活動費は、⑯のイの(ア)から(カ)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行その他の事業費のうち、⑦機関紙の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、⑧宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、⑨政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「○○政治資金パーティー開催事業費」、「△△君を励ます会開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「贊助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

ウ 記載の要領については、次のとおりとすること。

(ア) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
(イ) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。

(ウ) 「その他支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

⑯ 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、⑯に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

⑰ 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。⑯において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。⑯において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。⑯において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

⑱ 様式（その18）について

ア 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(ア) 土地	土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「茨城県○○市○○町1丁目1番1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
(イ) 建物	建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「茨城県○○市○○町1丁目1番1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
(ウ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「茨城県○○市○○町1丁目1番1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
(エ) 動産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
(オ) 預金又は貯金	預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
(カ) 金銭信託	金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
(キ) 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国

	債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
(イ) 出資による権利	出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
(カ) 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
(コ) 敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。
(サ) 施設の利用に関する権利	取得価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
(シ) 借入金	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

イ ア(ア)から(エ)まで、(キ)及び(サ)の資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあっては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

ウ ア(カ)及び(コ)の資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

エ ア(ア)から(エ)まで、(キ)及び(サ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積もった金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

オ ア(カ)及び(コ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

㉒ 様式（その19）について

ア 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（㉒のアの（ア）から（ウ）までの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(ア) 土地	<p>土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。</p>
(イ) 建物	<p>建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。</p>

(ウ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m ² 」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。
----------------------------	---

イ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。

ウ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。

エ 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

㉓ 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

ア 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

イ 様式（その1）については次のように記載すること。

(ア) 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。

(イ) 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を（開催分）の箇所に記載すること。

㉔ この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあっては政治資金監査報告書及

び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては領収書等の写しを添付すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

㉕ 無償提供の記載方法

ア 無償提供を受けた場合の記載方法（事務所の無償提供）

（ア）収入

（その7）

（7）－1 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄付		
寄附者の名称	金額							年月日	住所	職業	備考
E 野 六 郎	1	2	0	0	0	0	0	○. 12. 24	××市××町××番地	E会社役員	事務所の無償提供

- ・事務所の無償提供を受けた場合、利用料相当分の「財産上の利益」が生じるため、寄附にあたることから、寄附の内訳（その7）に該当内容を記載すること。
- ・事務所の利用料相当分を時価に換算した金額を記載すること。
- ・備考欄に「事務所の無償提供」と記載すること。

（イ）支出

（その15）

（3）政治活動費の内訳								項目別区分 その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）			
支出の目的	金額							年月日	支を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	1	2	0	0	0	0	円	○. 12. 24	E野六郎	○○市○○町○○番地	

- ・（ア）の収入は実際の収入ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致になる現象が生じるため、経理上の処理のため、支出にも同額を計上すること。
- ・支出の項目は政治活動費のその他の経費（その15）とし、支出の目的欄には、「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。

（ウ）領収書等を徵し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的	金額							年 月 日	領収書等を徵し難かった事情
	項 目	摘要							
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	1	2	0	0	0	0	○. 12. 24	無償提供のため

- ・（イ）の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徵することができないと考えられるため、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」（第15号様式）を作成すること。

※無償提供であっても寄附に該当するため、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など寄附の制限の対象となる。

イ 無償提供をした場合の記載方法（選挙運動用葉書及び選挙事務所の無償提供）

（ア）支出

（その15）

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	選挙関係費（陣中見舞）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	選挙運動用葉書の届け出（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
選挙運動用葉書の提供	十億	百万	5	0	0	0	0	0	円	○. 7. 5	A 川太郎	○○市○○町○○番地	
選挙事務所の提供			1	0	0	0	0	0	円	〃. 7. 10	〃	〃	

- ・無償提供分の支出について、時価に換算した金額を記載すること。
- ・備考欄に「無償提供」と記載すること。

（イ）収入

（その6）

(6) その他の収入										備考		
適用	金額											
金銭以外のものによる寄附相当分			5	0	0	0	0	0	円	○. 7. 5	A川太郎に選挙運動用葉書を提供	
〃			1	0	0	0	0	0	円	○. 7. 10	A川太郎に選挙事務所を提供（8日間）	

- ・（ア）の支出は実際の支出ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致になる現象が生じるため、経理上の処理のため、収入にも同額を計上すること。
- ・収入の項目はその他の収入（その6）とし、摘要欄に「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、備考欄に無償提供をした日付や内容を記載すること。

（ウ）領収書等を徵し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支出の目的		金額							年月日	領収書等を徵し難かった事情		
項目	摘要											
選挙関係費	選挙運動用葉書の提供		5	0	0	0	0	円	○. 7. 5	無償提供のため		
選挙関係費	選挙事務所の提供		1	0	0	0	0	0	円	○. 7. 10	〃	

- ・（ア）の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徵することができないと考えられるため、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」（第15号様式）を作成すること。

㉖ 住所限定報告書について（様式（その7の2）（その8の2）（その11の2）（その12の2））

【提出は任意です】

個人寄附者等の個人情報の保護の観点から、令和9年1月1日以後に提出される収支報告書（令和8年分収支報告書）に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあっせんした者を含む。）であって、個人であるもの）の住所に係る部分をホームページにより公表するときに、市町村名までに限って公表することになりました。（これまででは、住所のすべて公表しておりました。）

ただし、当分の間、収支報告書がオンライン提出された場合に限り適用し、紙提出の場合は、様式（その7）（その8）（その11）（その12）と併せて「住所限定報告書」が提出された場合のみ、「住所限定報告書」を公表します。

※住所限定報告書の提出がない場合は、これまでどおり、住所のすべてを公表します。

3 個人献金に係る税の優遇措置（租税特別措置法第41条の18）

公職の候補者が、「政黨の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）」に対する寄附は、税の優遇措置が受けられなくなります。（令和8年1月1日以降の寄附）

（1）優遇措置の条件 市町村（政令指定都市を除く。）の長及び議員の後援会は対象になりません。

① 次の政治団体であること

- ・政党
- ・政治資金団体

・政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で国会議員が主宰し、又は主要な構成員であるもの（国会議員氏名届を提出している政治団体）

・法第5条第1項第1号の政策研究団体（国会議員氏名届を提出している政治団体）

・特定の公職（国会議員、都道府県の議会の議員又は知事、政令指定都市の議会の議員及び長）の候補者等を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体（政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体、又は、被推薦書を提出している政治団体）

（これ以外に、特定の公職の候補者に対する選挙運動に関してされた寄附に優遇措置があります。）

② 収支報告書に寄附者の氏名等が記載されていること

適用を受けるには、寄附を受けた側が、収支報告書を提出し、その際に金額の多寡にかかわらず寄附者の氏名等を記載していかなければなりません。

③ 「寄附金（税額）控除のための書類」を提出し、その確認を受けていること

適用を受けようとする者は、政治団体から県選管（総務大臣所管の団体にあっては、総務大臣）の確認を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を受領し、領収書と共に税務署に確定申告をしなければなりません。

（注）税の確定申告期限（3月15日）までに収支報告書が提出できないときや、確認書の交付が遅れていて間に合わないときに、寄附者からこの確認書の交付を求められた場合は、とりあえず当該政治団体から交付された領収書を添付して申告するように助言して下さい。併せて、後日この確認書の交付を受けた後、直ちに税務署へ当該確認書を提出するように助言して下さい。

④ 特定の公職の候補者等の政治団体の場合は、当該候補者等が現職又は立候補していること。

・当該候補者等が落選した場合、立候補した年（12月末日まで）とその前年

・現職が落選した場合、現職であった年まで

・法第5条第1項第1号の政策研究団体は、国会議員氏名届で届けられている者すべてが現職ではなくなったときは、優遇措置を受けられません。

⑤ その他

次の場合には、税の優遇措置が受けられません。

- ・政治資金規正法に違反する寄附
- ・立候補予定者（現職を除く。）が立候補しなかった場合に、その立候補予定者に係る政治団体に寄附をしたとき。
- ・候補者本人が自己の政治団体に寄附したとき。
- ・候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるとき。
- ・公職の候補者が、「政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）」に対する寄附（令和8年1月1日以降の寄附）

（2）寄附金控除（所得控除）

① 特定寄附金の支出額

※ 特定寄附金とは、寄附金控除の対象となる寄附金をいい、個人が支出した政治活動に関する寄附金で(1)の要件に該当するものもこの特定寄附金に該当します。

② その年分の総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40パーセント相当額

①又は②のうち、少ないほうの金額から2千円を引いた金額が寄附金控除として所得から控除されます。

$$\boxed{\text{総所得金額等の40%又は特定寄附金の額のいずれか少ない方の金額}} - \boxed{2\text{千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

（3）政党等寄附金特別控除（税額控除）

政党又は政治資金団体に対する個人の寄附は、(2)の寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか、次の算式で計算した金額（ただし、所得税額の25%を限度とする）を「政党等寄附金特別控除」として所得税の税額から控除するか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

$$(\boxed{\text{その年中の政党等に対する寄附金の合計額}} - \boxed{2\text{千円}}) \times 0.3 = \boxed{\text{政党等寄附金特別控除額}}$$

(※100円未満切り捨て)

不明な点は、各地域の税務署へ照会願います。